

日時：令和6年7月31日（水）午後7時から

場所：あきる野市役所5階504・505会議室

## 1 開会

事務局（市） 定刻となりましたので、令和6年度第1回あきる野市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私、高齢者支援課長の山田と申します。よろしくお願いたします。地域包括支援センター運営協議会につきましては、昨年度末に委員の皆様任期が満了し、新たに委員の皆様へ委嘱書をお渡しさせていただきました。お忙しい中ではありますが、2年間、ご協力のほどよろしくお願いたします。会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。なお、本日、布田委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、お伝えさせていただきます。それでは、お手元に配布しております、次第に沿いまして、進行させていただきます。

## 2 委員紹介

事務局（市） 次第2の委員紹介でございます。誠に恐縮でございますが変わられた委員の方もおられますので、米山委員の方から時計回りでですね。所属とお名前と自己紹介をいただけたらと思います。

委 員 —自己紹介—

## 3 会長及び副会長選出

事務局（市） 続きまして、次第3会長・副会長の選出になります。あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱第1条第2項におきましては、委員の中から互選となっております。どなたかいらっしゃいますでしょうか。ないようですので、事務局案として指名をさせていただきます。会長にあきる野市医師会から選出の米山委員、副会長に秋川歯科医師会から選出の布田委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 —拍手—

事務局（市） ありがとうございます。なお、布田委員におかれましては、本日所用のためご欠席となっておりますが、副会長として委員の皆様からご承認いただいた際には、ご就任いただける旨、ご了承をいただいております。皆様の互選により、会長に米山委員、副会長に布田委員にご就任いただくことを決定いたしました。米山委員につきましては、会長席にお移りいただきますよう、お願いたします。

会 長 —会長席へ移動—

#### 4 会長挨拶

事務局（市） それでは、改めまして米山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 —会長挨拶—

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。それでは協議事項に入る前に、この協議会は公開することとしております。委員の皆様にお諮りいたします。傍聴をお認めいただけますでしょうか。

委 員 —異議なし—

事務局（市） ありがとうございます。本日の傍聴者は2人になっております。それでは入室していただきます。

—傍聴者入室—

事務局（市） 議題に入る前に、お手元の資料をご確認ください。委員の皆様には、本日、配布しました資料4以外につきまして、事前にお配りさせていただいております。まず資料1が条例改正の概要。別紙で条例改正案の新旧対照表でございます。資料2がプロポーザルの実施概要。資料3で3センターの令和5年度実績報告。資料4 サービス事業者の公平・中立について。資料5が令和6年度センターの事業運営方針。資料6第9期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について。となっております。その他の資料としまして、事前にご意見を頂戴しました、事前意見書を机上にお配りさせていただいております。資料に過不足等ございましたら、進行途中でも結構ですので、お声かけいただけたらと思います。それでは、議事に入ります。ここからの進行に関しましては、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の設置要綱第9条第2項に基づき、会長をお願いいたします。

#### 5 協議事項

会 長 それでは、協議事項の1「地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正について」事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問はありますか。

委 員 条例改正について効果の1と2示されていますが、これは省令改正が関わる中の3職種配置の柔軟化については、効果が示されているのですが、常勤換算配置を認めることの効果についてのお話がありませんので、加えて説明していただけるとありがたいのですが。

事務局（市） ご質問ありがとうございます。常勤換算の部分につきましては、先ほどの説明の通り、後程、プロポーザルの事業概要のところでも、若干触れさせていただくところではございます。常勤換算の方法効果というところではございますが、これまでも、地域包括支援センターの人材の確保という部分に関しましては、課題として挙げられています。国に

おきましてもそういったことの観点から、常勤換算での配置を認めるところが、今回条例改正の趣旨ではございます。効果というところではございますが、これにつきましては以前の地域包括支援センター運営協議会のご意見でもありましたけれども、実際に常勤換算した時に、専従の職員がいて、効果が出るものというところもございますけれども、仮に1日の勤務が難しいという状況があった場合に、例えば複数の職員で、その1人の職員体制が、満たされる、対応できる状況がつけれるところにこの常勤換算の効果があるものと解釈しております。実際に今後の運用の中で、その体制が整えるかどうかという部分に関しましては、やはり様々な課題がこれから出てくることはあると思いますので、その辺りにつきましても今後の運用の中で考えていくところではあると思っております。

委員 よろしいですか。これまでの3つの地域包括支援センターの活動事業の中で、常勤で賄えないような状況は基本的になかったと伺っております。そして、時間換算した常勤の方と非常勤の方が同じ時間、仕事をしていただいても、やっぱり常勤の方の方が頼りになるといいますかそういう感じがするのですよね。ですから、今のあきる野市の状況の中で、常勤換算が必要なのだと、それをしないと回らないというようなことがあって、常勤換算によって、人が確保されるのだということでしたら、それは効果ということになるのだらうと思います。そのようなことがあるのかどうかということが質問です。それから、議論の進め方ですが、後程プロポーザルのところでというのはちょっと逆転しているような感じがございまして、やっぱり条例は条例として、プロポーザルは3年の問題ですけども、条例はもっと長いわけですから、長いスパンで条例として入れる必要があるのかどうかを議論した上で、それがよしとなった上でプロポーザルの中で検討するというのが順番ではないかなと思うのです。

事務局（市） 申し訳ありませんでした。まず、今回の条例改正の趣旨を述べさせていただいた中で、国に従うべき基準という部分でございまして、こちらの方はもう国の基準を市町村の条例に組み込むべきところで、これはもう国に準じて、市の条例を改正する必要がございます。申し上げた常勤換算の部分、複数圏域に跨いだ3職種の職員配置の柔軟化に関しましては、国に従うべき基準として、他の自治体においても条例に組み込んでいるものでございます。市独自基準、こちらにつきましては、国の方でも参酌すべき基準というところで、市独自でそれ以外のところは、定めてよいというもので、条例改正をさせていただくところでございます。

委員 この条例に対して反対ということは難しいわけですかね。

事務局（市） はい、国に従うべき基準につきましては、こちらの裁量で改正できる内容ではございませんので、そちらにつきましてはこういう形で、改正させていただくところでございます。この独自基準部分に関しましては、市の裁量が入る部分でございますので、当然ご議論いただけたところと思っております。

委員 今回の委員からのお話重ねるといふか、お答えになるといふか、答えるつもりはないのですけれども、介護サービスを経営運営している立場として、地域包括支援センターのことも類似している立場としてちょっとお話をさせていただきます。この常勤換算といふのは、正直例え私が経営者として、管理者として、運営する側としては、正規職員で全部賄えることはそれに越したことはないです。変な話ですけども人員管理も簡単です。ただ一方で、今の世の中としては働き方が本当に多様化しています。これは介護事業だけではなくて、一般的に隙間バイトとかいったことも含めて、世の中の働き方といふものが相当変わってきているのが実態としてあります。

一方で人員の確保といふのは非常に難しくなっていて、特に専門性を必要とするような、地域包括支援センターの方々を確保するといふのは本当に難しいといふのは容易に想像できるのですけれども、その中で、優秀な方ではあるのだけれども様々な事情により正規職員ではなかなか働けない。そういう方々に活躍していただくといふことは非常に重要な部分があるので、そういった意味であれば常勤換算での非正規雇用、非常勤を雇用してといふのは、今もしなかったとしても近い将来すぐに想定されるかなといふように思います。そういった意味では、効果があるだろうと思ひますし、現実的な判断になるかなと思ひます。

一方で、プロポーザルにも関わってくるのですけれども、常勤換算といふものを、例え非正規雇用をすることによって、人件費を抑制するといふような手段のためにしてしまうと、やはり本末転倒といふか、あまり望ましいことではないかなといふように考えますので、そのあたりについてはこの地域包括支援センター運営協議会や地域包括支援センターを委託する場合はあきる野市としてもしっかりと見ていただければまた運営者側にそういった、モラルといひますかね。そういったことをしっかりと考えていただいて、効果的な人員配置といふ形で運用していただく。決してお金の節約のためといふふうには。

介護保険始まったころに一気に非正規が進んだのです。我々の業界、それは何かといふと、東京都の介護サービスって、昔の措置から介護保険制度に変わったところで、かなりシビアになってきて、そこに、一気に人件費抑制したいからといふようなことが前面に出た非正規化が進んだといふ一面があります。そういったことはなるべく起きないようにしていただきたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。他に意見はありますか。ないようでしたら条例改正案について、承認することよろしいしょうか。

委員 ー異議なしー

会長 続きまして協議事項2 プロポーザルの実施について事務局からお願いいたします。

ー事務局説明ー

会長 ありがとうございます。これに関して何かご質問はありますでしょうか。

委員 業者決定の結果については公表するのでしょうか。

事務局（市） プロポーザルの選考結果につきましては、ホームページでも公開するようになっております。

委員 ここで最終決定するという形で、その前に審査会議でしょうけど、その部分はオープンにするのでしょうか。

事務局（市） 審査の協議内容につきましては、公開にはならないものです。しかし、その審査での採点というところは、事業者名は非公開にして、A事業者、B事業者という形での公開にはなっております。

会長 はい。他に何かご質問ございますか。

委員 今、委員がおっしゃられたことと関係するかもしれませんが、審査組織とこの協議会というのは、相互に独立に考えられていると。例えば、審査組織の中にこの協議会のメンバーが入るということではなく、あくまでも審査組織は審査組織で組織され、その結果の報告を受けて、協議会が独立でそれについて、議論するという理解でよろしいでしょうか。

事務局（市） おっしゃる通りでございます。

会長 はい。他になにかありますか。

委員 先ほどの部分と関わるのですが、常勤換算方式による配置の所(1)(2)(3)が常勤専従とっているのですが、初めの段階から(4)に関して常勤換算方式の配置を認めるというのは、先ほど理論からいっても、ちょっと軽すぎるのかなと。やっぱり単に人件費抑制のために使うようだったら本末転倒であると。ですから、できる限り常勤ということをして市としては、現時点では示して、その中で、例えば大変有能な方がいらっしゃるけれども常勤は難しい。そういう場合には、個別のケースを考えて、条例に基づいて認めるというような形の方がいいのかな。初めから個々に委ねてしまうと、本当に人件費抑制のためにというようなことを、間違ったメッセージをプロポーザルを受ける法人に与えてしまうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（市） はい、ご指摘のところなのですが、先ほどの意見とですね、今の意見を踏まえまして、(4)のところをご覧いただきたいです。ご指摘のように、(1)から(3)がいずれかで、非常勤または常勤の書き方であれば、ご心配の点もあるかと思えます。一方で今回市としてはかなり厳しい条件にさせていただいてると考えておりまして、ここはいずれかで常勤とさせていただいておりますので、例えば、法人本部での常勤の方の兼務ですとか、非常勤の方での対応というのはこちらでは読み込めないような形に設定をしております。一方で、実態として、そういったところが契約に当たって支障になるようなことがもし発生することがあれば、事業者の方からご質問ですとか、都度の協議があると、考えているところなのです。その場合には、本日、協議会からここでご意見いただいているところなんですけれども、改めまして

協議が必要かなというふうに思っておりますので、現時点では、この(4)のいずれか常勤というところの規定につきましては、常勤換算の規定の中でもですね、かなり厳しく設定をさせていただいているというふうにご理解いただければいいのかなと思っております。

委員 実際応募はたくさん来るのですかね。来ないという状況が困ってしまうと思うので。

事務局(市) 現段階では、なんとも申し上げることはできませんけれども、当然、事業者を広く募集をするという観点からすれば、前回委員からも、ご意見がありましたように、市内事業所に限らず、広く実績ある事業所というところでの募集案内でございますので、こちらとしましては、そのあたりは、期待しているところでございます。

委員 よろしいですか。今、委員からお話がありましたけれども、これはあくまで想像になってしまうんですけれども、プロポーザルってこれ、例えばあきる野市が今回の要件を出して、当然、広く周知を図るところでこの条件が満たせると思っている法人で、規模拡大を図ろうとしている法人は少なからず、変な話ですけど、全国的なレベルであったりとか、東京都のレベルであれば、間違いなくあるだろうと。または、西多摩地域の法人でも、例えば、近接の自治体で活動されてる法人であきる野市でチャレンジしようかということがあっても、これは不思議ではないかなと思います。その時にそれこそ委託料であったり、この人員配置の基準ですね、そこが例えば、常勤換算で認める範囲がもっと広げればハードルがかなり下がっていくであろうし、そこがなかなか難しいということであると、応募はなかなかないかもしれませんけれども、少なくとも、特にですねこれあの、あまり議事録に載ってしまって、怖い部分もありますけれども、地域包括支援センターはやっぱり公的なサービスでもあるので、受託できる法人は当然他のサービスでも相乗効果が見込めるというふうな判断をして、手を上げる法人は少なからずあるかなというふうに思っております。私自身がそれなりに応募はあるのかなというふうに思います。その中で事前意見書で他の委員からの地域で根ざしているところにアドバンテージというお話もあって、これは、それぞれの考え方で、地域の中に活動していると、私なんかの立場であれば、なじみのある法人の方が心配ないと思っております。一方で、他の自治体での活動の知見を入れていただくということはもしかすると、あきる野市の市民の方にとってメリットもあるかもしれないので、そういった意味では、今あきる野市でやっているから、それがいいかということ、あながちそうでもないのかなというふうには私は考えています。ただ、個人的には今やってらっしゃるところとか、市内で他の事業だったとしてもやっているところであれば、こういうふうになっていくとか、想像であったりとか今まで関係性があるので、そういった意味での安心感があるのは間違いないというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。他に何かありますか。

委員 もう一つよろしいでしょうか。私自身ここに書いているところで複数の応募を可能としていることのメリット、デメリットとして書かせていただきました。これは今3箇所の地域包括支援センターがあってそのうちの2つを同じ法人が受託しているということがあるので、あえて書かせていただいたのですけれども、決して今の法人に不平不満があるということではなくて、そこは前提としてお聞きいただきたいのですが。ただ一方で、これは経営している立場の時に圏域を独占できてしまうというのが、この地域包括支援センターの怖いところというか、特徴なのですよね。その圏域の中の例えば要支援の方々であったり、高齢者施策の時に必ずその窓口としてなっていくところが、ある法人がある意味独占的にできるというような立場になっている。ですからこのあたりも、公平中立性というのが後ほど出てくると思うのですけれども、そういったときに、3つの地域包括支援センターの過半であったり、全部を1つの法人がやるということは、ある部分で標準化が図られるかもしれないというメリットがあるかもしれないのですけれども、ある意味一社独占というふうな状況が生まれかねないところがあるので、ここについてはやはり審査の段階等でしっかりと検討していただきたいなと考えております。現状で、今のあきる野市の地域包括支援センターの活動において、2ヶ所が同じ法人がやっていることによつての、デメリットというか、悪い部分が出ているというふうに私自身は考えてはおりませんが、ただ今後の受託法人の動き方というか、もし新しいところがやるとしてそこが複数やった場合に、同じようになるかというそれは、場合によっては悪い部分が出てきかねないことがあるのかなというふうに危惧している部分がありますので、そこはちょっと補足をさせていただきます。

会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員 その地域の問題ですが、現状がどうなのかということも十分理解しておりませんので、現状についてお話しいただけるとありがたいと思います。地域包括支援センターの役割は、先ほどご提案の中で、生活支援体制整備事業も加わってきたと。つまり、最初に始まった時に比べると、段々守備範囲が広がっていて、障がい者支援の問題も視野に入っているところもありますし、もっと大きくまちづくりというような観点でのコアの一つとして地域包括支援センターを捉えることも、やっているような自治体もあるように思っております。そうしますと、やはりあきる野市の地域姿勢そして、昔で言えば五日市地区と秋川地区、もっと遡れば村の体制の時のそれぞれの地域性というものが、どのように地域包括支援センターの中で見ていったらいいのかなというふうに考えているところです。やはりこの地域づくり、地域に根差した活動ということを考えますと、地域を熟知しているところの方が、ありがたいような気分が一方であります。そして先ほど委員からあ

りましたように全国的な視野で、新たな観点でということが入ってくることも大事だと思ってるんですが、ここでの地域性ということはどう考えたらいいか、地域の実績があるところの方がアドバンテージというのはちょっと強く表現しすぎたかなと思いましたが、地域をどのように理解して、この地域でどういうふうな地域包括支援センターの事業展開していくのかということは、プロポーザルの中で本当によくわかるように、計画書を書いていただいて、審査の中でもかなり重みをつけて、行っていく方向があるのかなというふうに考えております。まず何よりも、この地域の特性を地域包括支援センターが事業を進めているときにどう捉えたらいいのか。現に、担当されている法人の皆さんが来ていただいているようですので、そういうことを伺えたらありがたいと思っております。

会長 ちょっと話が大きくなりすぎてしまって、この場で議論するのは難しいかなと。選定のときの一つのご意見として受け入れるという形でいかがでしょうか。他に何かありますでしょうか。

事務局(市) 少し画一的な回答になってしまうのですけれども、やはりプロポーザルという形で提案をしてくださる事業者の方がどういう考え方で、地域をとらえているのかというご提案の部分というのは確実に我々もヒアリングをしていったりですとか、審査書類の中で見ることになると思います。そういったところで、市の考えですとか、現状の地域包括支援センターの考え方というところも、我々が認識しているところでございますので、そこで判断をさせていただき、適切な事業者選定をしていくというところが、今、委員からご意見として大切にしていきたいと思いますところというふうに思っております。

会長 それではプロポーザルの実施については、いろいろご意見が出たと思っておりますので、これを踏まえて進めていただくということでもよろしいでしょうか。

委員 すみません。委員から出ました圏域を独占してしまうような形の弊害。それから、条例改正の中にあつたような職員を柔軟に捉えるものだったら、それぞれ別の法人が委託されているとそれは可能になるのかどうかという問題もありますし、どうとらえたらよろしいでしょうか。もう少し、専門の立場からのご意見を伺いたいなど。つまり、単純に言えば、複数の圏域を受託すること、或いは申し込むことが、可とするか、それとも初めから、個別にということプロポーザルを実施するのかというのは、始まる前に判断しといたほうがいいことだと思っておりますので、これについて判断材料をいただきたいところです。

事務局(市) 極めて難しい話だと思うのですけれども、やはりプロポーザルで広く公募をかけるといったところでは、事業者がとらえるメリットデメリット、いわゆる複数受託したほうがいいのか、1ヶ所の圏域だけで運用するべきなのかというところは、我々市の方でも、受託する事業者の方でも、あらゆる要素を加味して、総合的に判断するものだと思っております。その中では、選択肢として市の方で1ヶ所ずつの



委託でやってもらいたいというものですとか、一方で複数、例えば3圏域全て一括で受託していただかなければいけないということは、なかなか大規模法人ですとか、小規模な法人という判断をする中でも、どちらかにする方が良いのかというのは非常に難しいというふうに思っております。ですので、行政が発注をかける契約としましては、様々な選択肢が取れるような形で発注せざるをえないというふうに思っているところなのですが、ご懸念の、圏域独占のリスクというところにつきましては、リスクの部分もあれば、お話もありましたように、法人のスケールメリットを生かしていただいて、柔軟な職員配置というところを悪い点でとる部分と、一方で有利な人材を適正に法人内で配置していただくというようなメリットもあると思いますので、これらを職員体制や、先ほどもお話しました地域の課題の捉え方を運営法人がどのように、あきる野市での地域包括支援センターを展開していくのかというところを適切に審査させていただきまして、評価をして、委員様方にもご報告をさせていただいたうえで、承認させていただくステップが重要になると考えております。

会 長 今の段階ではっきり言うのが難しいと思うのですが、そのための評価をする会議ですから、プロポーザルですね、そこでしっかり議論していただくということしかないかと思えます。報告事項にいけます。報告事項の1「令和5年度 地域包括支援センターの事業報告」及び「令和6年度地域包括支援センター事業運営方針」について、一括して事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。ないようですのでこの質疑を終了いたします。次ですね第9期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について、事務局から説明をお願いします

—事務局説明—

※資料6市の考えについて訂正あり。令和6年6月24日→令和6年7月24日

会 長 ありがとうございます。これに関して何かご質問はありますか。それでは、質問がないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局（市） 米山会長、ありがとうございます。本日ご審議いただきました協議事項につきましては、ご承認いただきまして、今後、必要な手続きを進めてまいります。また、来年度からの地域包括支援センターの運營業務委託につきましては、ご議論いただきましたご意見等踏まえまして、適切に業者選定を進めていきたいと考えております。次回につきましては、委託事業者のプロポーザル選定結果等の報告とご承認につきましては、12月中に会議の開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。以上で閉会となります。閉会にあたりましては、副会長ご欠席ということでありますので、再度で恐縮でございますが、米山会長からご挨拶いただけますでしょうか。

会 長 一会長挨拶一

事務局（市） ありがとうございます。本日は、長時間にわたり、また、円滑な進行をいただきまして、ありがとうございます。お手元の資料4は回収資料になりますので、机上に置いてお帰りください。大変お疲れ様でした。